

Grant-in-aid for CASELE Researchers 運用規定

(研究費の名称)

- ・正式名称を「Grant-in-aid for CASELE Researchers」とする。
- ・日本語略称を「CASELERs 研究費」とする。

(研究費の目的)

- ・学校教育現場における実践的な英語教育研究の遂行を援助する。

(研究費の概要)

- ・単年度で遂行可能な研究計画を対象とし、1名による単独での申請には一件10万円、2名以上によるグループでの申請には一件20万円を上限として支給する。
- ・原則として、各年度、総額30万円程度を支給する。

(申請者の資格)

- ・中国地区英語教育学会の会員とする（グループでの申請の場合には全員が会員であること）。
- ・申請年度を含め、それまでの「年会費」の納入が完了している会員とする。

(申請の方法と研究費の支給)

- ・研究費の支給を受けようとする者は「申請書」と「研究計画書（無記名）」を規定の様式に従って日本語または英語で作成し、紙媒体、電子媒体の両方を学会誌編集委員会委員長に提出する。
- ・応募締切は8月末日（必着）とする。
- ・一件の応募につき当該年度の学会誌編集委員2名が5点満点で研究計画書の審査を行い、得点が上位のものから採択する（5点：高い研究成果が期待できる研究計画～3点：一定の研究成果は期待できる研究計画～1点：明確な研究成果が期待できない研究計画）。
- ・採択にあたっては、過去3年間に本研究費の支給を受けていない申請者による申請を優先するものとする。
- ・10月末日までに選考の結果を申請者に通知するとともに、採択された研究課題を学会HPにおいて公開する。
- ・申請者は「研究計画遂行誓約書」を学会誌編集委員会に提出のうえ、研究に従事する。

(研究費の支給を受ける者の義務)

- ・本研究費の支給を受ける個人あるいはグループ（共同研究者全員）は、①翌年度の6月に開催される中国地区英語教育学会において登壇者として研究成果を発表するとともに、②発表を行った年度に発行される『中国地区英語教育学会誌』に論文を投稿しなければならない（論文投稿、査読等の手続きは一般の論文投稿と同じとする）。ただし、本研究費の支給を受ける個人あるいはグループ（共同研究者全員）が全国英語教育学会の会員である場合には、上記の①、②をそれぞれ8月の全国英語教育学会での口頭発表、ARELEへの投稿によって代えることができる（その場合にはARELEへの投稿原稿を学会事務局に送付）。
- ・本研究費の支給を受ける個人あるいはグループは、当該研究に関する口頭発表および論文の中において本学会からの研究費の支給を受けて研究を遂行していることを明言、明記

しなければならない。

- ・本研究経費の支給を受ける個人あるいはグループは上に定めた口頭発表および論文投稿を行った後に、当該年度10月末日までにそれらの事実を証明する文書（例えば、発表プログラムのコピーと投稿論文本体）とともに、「研究費振込依頼書」を研究に要した経費の領収書を添付のうえ学会事務局に提出する。なお、口頭発表あるいは論文投稿を行った事実には疑義が残る場合には当該個人あるいはグループに本研究費を支給しない。

○研究に要した経費は以下のものを指す。

- ①書籍、電子機器、消耗品の購入費用
- ②打ち合わせ、調査、研究発表に関わる旅費（宿泊費用を除く）
- ③謝金（ただし、謝金の受取人名義の銀行口座への振込による支給に限ることとし、領収書とともに振込明細票の原本を合わせて提出しなければならない。）

*提出された領収書の総額が本研究費の規定額（個人による申請では10万円、グループによる申請のでは20万円）を超えている場合には規定額がそれぞれ支給されるが、総額が上記の規定額未満の場合には実費分（提出された領収書の合計金額）が支給される。

（研究費の受給資格の取消および返還請求）

- ・本研究費の支給前に、研究倫理上、不適切な行為（虚偽の申告等）があると理事会が判断した場合には申請者の研究費の受給資格を取り消す。また、本研究費の支給後に、研究倫理上、不適切な行為があったと理事会が判断した場合にはすでに支給した研究費の全額について返還を求める。

（研究期間の延長または研究費の辞退）

- ・何らかの事情により、期間内に研究を完結できない場合、研究費採択者（グループの場合には研究代表者）は、研究期間の一年間の延長の申請を行うこと、または研究費の辞退を申し出ることができる。この場合、研究代表者は「研究期間延長申請書」または「研究費辞退届」を規定の様式に従って日本語または英語で作成し、紙媒体、電子媒体の両方を学会誌編集委員会委員長に提出する。
- ・提出された「研究期間延長申請書」または「研究費辞退届」は理事会での審議のうえ、研究期間の一年間の延長、または研究費の辞退が認められる。
- ・研究期間を一年間延長する場合、研究費採択者には、別に定める「研究費の支給を受けるものの義務」を翌年度に果たすことが求められる。なお、翌年度において、研究期間の一年間の延長を再度申請することはできない。
- ・研究費採択者は、研究費の辞退が認められた年度およびそれ以降の年度において、CASELERS 研究費の申請を通常どおり行うことができる。

（平成28年6月25日より施行）
（平成29年3月19日一部改正）
（平成30年10月29日一部改正）

(令和3年6月26日一部改正)